

朋こども園 重要事項説明書（2026 年度）

当園における幼児教育・保育の提供の開始にあたり、保護者の方に説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 大谷
所 在 地	宮崎県小林市細野 235 番地
電 話 番 号	0984-23-2517
代表者氏名	理事長 西藤 由紀子

2 利用施設

施 設 の 種 類	幼保連携型認定こども園
施 設 の 名 称	朋こども園
施 設 の 所 在 地	宮崎県小林市細野 235 番地
連 絡 先	電話番号 0984-23-2517 F A X 0984-23-3661
管 理 者	園長 西藤 由紀子
対 象 児 童	満 3 歳以上の小学校就学前児童及び保育を必要とする満 3 歳未満の乳幼児
利 用 定 員	<1 号認定子ども> 満 3 歳以上の小学校就学前児童のうち、2 号認定子ども 以外の児童 15 人 <2 号認定子ども> 満 3 歳以上の小学校就学前児童のうち、保育を必要とする 児童 25 人 <3 号認定子ども> 満 3 歳未満で保育を必要とする児童 25 人
開 設 年 月 日	1966 年 4 月 1 日

3 施設の目的・運営方針

当園は、幼児期における教育・保育を、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであると位置付け、以下の運営方針に基づき幼児教育・保育を一体的に提供してまいります。

- (1) 当園は、教育・保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児(以下園児という。)の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。

(2) 当園は、教育・保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、利用園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。

(3) 当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地 (光英寺より借地)	敷地全体	1292.27 m ²
	園庭	443 m ²
本館(園舎)	構造	R C 造
	延べ面積	526.71 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備 考
乳児室	1 室	0 歳児 (たんぽぽ組)
ほふく室	1 室	1 歳児 (れんげ組)
保育室	4 室	つくし組 (2 歳児), ほし組 (3 歳児クラス), にじ組 (4 歳児), そら組 (5 歳児) について各 1 室
遊戯室 (ホール)	2 室	本館 2 階 41.283 m ² 光英寺会館大谷ホール 2 階 136.3 m ²
調理室	1 室	25 m ²
図書室・事務室	2 室	別棟 (SRC 造) 136.10 m ²
朋の森(飛び地園庭)・駐車場・畑・プール敷地等(光英寺と共用)		

5 職員の配置状況

2026 年 4 月 1 日現在

職 種	員数	備考
園長	1	
副園長	1	
主幹保育教諭	1	
保育教諭	17	1 名産休
栄養士又は調理師	2	
事務職員	1	
看護師	1	
その他職員	0	

※ 当園では、「小林市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 (平成 26 年 10 月 1 日小林市条例第 20 号)」その他関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

<各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系
園長	勤務時間帯（7:00～19:00）の間の 7.5 時間
副園長	勤務時間帯（7:00～19:00）の間の 7.5 時間
主幹保育教諭	勤務時間帯（7:00～19:00）の間の 7.5 時間
保育教諭（常勤）	勤務時間帯（7:00～19:00）の間の 7.5 時間
保育教諭（非常勤）	勤務時間帯（7:00～19:00）の間の 7.5 時間以内
栄養士又は調理師	勤務時間帯（7:00～19:00）の間の 7.5 時間
事務職員	勤務時間帯（7:00～19:00）の間の 7.5 時間
その他職員	勤務時間帯（7:00～19:00）の間の 7.5 時間以内

※ ローテーションにより、各保育教諭の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

6 幼児教育・保育を提供する日

- (1) 教育・保育の提供を行う日及び行わない日 「1号・2号・3号認定子どもに該当」

当園の教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、12 月 29 日から 31 日及び翌年 1 月 1 日から 1 月 3 日を除く。

支援法第 19 条第 1 項第 1 号の子ども（以下「1号子ども」という。）への教育・保育の提供については、前項の規定にかかわらず、次の休業日を加える。

- ① 土曜日
 - ② 夏季休業 2026 年 7 月 19 日(日)から 2026 年 8 月 23 日(日)まで
 - ③ 秋季休業 2026 年 10 月 10 日(土)から 2026 年 10 月 13 日(火)まで
 - ④ 冬季休業 2026 年 12 月 26 日(土)から 2025 年 1 月 3 日(日)まで
 - ⑤ 春期休業 2026 年 3 月 25 日(木)から 2027 年 4 月 5 日(月)まで
- (2) 非常変災その他急迫の事情がある時は、臨時に教育・保育を行わないことがある。
- (3) 園長は、伝染病にかかり、またはかかったおそれのある園児に対して、登園停止を命ずることがある。

7 幼児教育・保育の提供時間

お住まいの市町村から受けた支給認定区分ごとに、以下のとおり利用可能な時間帯が異なります。

認定区分	教育・保育時間	利用可能時間
1号認定子ども	教育標準時間	9 時～14 時（※注 1）
2号認定子ども	保育標準時間	7 時～18 時（※注 2）
3号認定子ども	（最大 11 時間）	
	保育短時間 （最大 8 時間）	9 時～17 時（※注 3）

(※注 1) 7 時～9 時及び 14 時～18 時まで保育を必要とされる場合は、預かり事業を利用することもできますので御相談ください（別途利用者負担が必要となります）。又、18 時を過ぎ 19 時までの範囲内で、保育を必要とする場合は、更に別途利用者負担が必要となります。

(※注 2) 7 時から 18 時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。
又、18 時から 19 時までの範囲内で、保育を必要とする場合は、別途利用者負担が必要となります。

(※注 3) 9 時から 17 時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。
なお、9 時から 17 時までの範囲以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7 時から 9 時まで又は 17 時から 18 時までの範囲内で、延長保育を提供いたします（延長保育の利用に当たっては、通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。
又、18 時を過ぎ 19 時までの範囲内で、保育を必要とする場合は、更に別途利用者負担が必要となります。

8 提供する幼児教育・保育等の内容

当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成 26 年 4 月 30 日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第 1 号）を踏まえ、以下の幼児教育・保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

上記 7 に記載する時間において、幼児教育・保育を提供します。

(2) 食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0 歳児		11 時頃	15 時頃	
1 歳児		11 時頃	15 時頃	
2 歳児		11 時頃	15 時頃	
3 歳児		12 時 00 分頃	15 時頃	
4 歳児		12 時 00 分頃	15 時頃	
5 歳児		12 時 30 分頃	15 時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

9 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）・保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

支給認定証の発行を行った市町村が定める利用者負担額（月額）・保育の提供に要する実費徴収等を当園にお支払いいただきます。お支払いは口座

引き落としとなります。引き落とし日は毎月 25 日と翌月 10 日になります。又園長は、利用者負担額の未納並びに保育の提供に要する実費徴収等が納期後 1 ヶ月に及んだ園児について、当園を停止し、尚、利用料・保育にかかる実費徴収等を 2 ヶ月納付しないときは、これを除籍することがあります。

(1) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

- ① 掲げる利用者負担額のほか、別表 1 に掲げる費用を負担していただきます。

10 利用契約の終了に関する事項

当園は、以下の場合には、幼児教育・保育の提供を終了いたします。

- (1) 園児が小学校に就学したとき
- (2) 子ども・子育て支援法第 24 条第 1 項第 2 号又は第 3 号の規定により支給認定が取り消されたとき
- (2) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

11 嘱託医等

当園は、以下の医療機関等と嘱託契約を締結しています。

(1) 内科,

医療機関の名称	ほりファミリークリニック
医 院 長 名	堀 英昭
所 在 地	小林市細野 436 番地 10
電 話 番 号	0984-23-3988

(2) 歯科

医療機関の名称	高原あらたけ歯科クリニック
医 院 長 名	荒武 敬太郎
所 在 地	高原町広原 4955-7
電 話 番 号	0984-42-1123

(3) 薬剤師

名 称	二葉薬局中央店
薬 剤 師 名	明野 路子
所 在 地	小林市堤 2795 番地 23
電 話 番 号	0984-25-0373

12 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

1 3 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者 園長 西藤 由紀子， 副園長 岡本 彩香 ・ご利用時間 7:00～19:00 ・電話番号 0984-23-2517 F A X 0984-23-3661 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。		
第三者委員	2 名	南園 勝	小林市細野 454 番地 0984-23-2357
		山口 光子	小林市細野 215 番地 12 0984-23-2253

1 4 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
園舎の耐火構造	耐火建築物
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有 ・非常用電源 無 ・スプリンクラー 無 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月 1 回以上実施します。

1 5 （虐待の防止のための措置）

当園は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

1 6 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動，政治活動， 営利活動	利用者の思想，信仰は自由ですが，他の利用者に対する宗教活動，政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

1 7 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額（当園では、以下の保険に加入しています。）

保険の種類	災害共済給付金（日本スポーツ振興センター）
保険の内容	保育所の管理下における災害
保険金額	一人当たり約 285 円（保護者会より支出いたします。）

※当園における幼児教育・保育の提供を開始するに当たり、本書面に基づき 2025 年度重要事項の説明を行いました。

施設名：朋こども園
説明者職氏名：園長 西藤 由紀子

朋こども園重要事項説明書及び利用契約書（2026 年度） 同意書

私は、本書面に基づいて朋こども園の利用に当たっての 2026 年度重要事項の説明を受け、同意しました。

年 月 日

保護者住所：

児童氏名：①

②

③

保護者氏名：

印

児童から見た続柄：

提出期限 2026 年 6 月 17 日(水)

別表 1

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	金額
1号給食費	月額 5,000 円(口座引き落とし)
保護者会費	月額 1 人当たり 500 円
写真代	年額(5 歳児 4,700 円)
帽子代	1,200 円
食事用エプロン・お手拭きタオル	年額 1,000 円 (1 年を通して各 5 枚ずつ)
連絡帳	1 冊 200 円(0,1,2 歳児)
体操服	上下 計 3,500 円程度 (年によって変動有り)
通園鞆	5,400 円程度(年によって変動有り) ※今年度よりメーカーより値上げとなりました。
諸々の行事に係る費用	行事の内容によって金額の変動有り。(その都度保護者に提示)

※但し、購入物品の価格変動の場合は金額の変動有り。

2 延長保育・一時預かり(幼稚園)・一時預かり(外部)の利用料金

(1)延長保育

※保育標準時間認定の乳幼児

- ①契約者月額 1,000 円(1 人当たり) 18 時から 19 時まで
- ② 月額以外 日額 200 円(1 人当たり)
- ③ 19 時を過ぎた場合は、日額 500 円を徴収する(1 人当たり)

※保育短時間認定の乳幼児

- ①契約者月額 1,000 円(1 人当たり)18 時まで
- ②契約者月額 18 時から 19 時まで月額 1,000 円(1 人当たり)
- ③月額以外 18 時まで日額 200 円、18 時から 19 時まで日額 200 円(1 人当たり)
- ④19 時を過ぎた場合は、日額 500 円(1 人当たり)

(3)幼稚園型預かり保育

- ①1 号 月額 5,000 円(1 人当たり) 18 時まで
- ②18 時から 19 時まで月額 1,000 円(1 人当たり)
- ③月額以外 18 時まで日額 200 円、18 時から 19 時まで日額 200 円(1 人当たり)
- ④19 時を過ぎた場合は、日額 500 円を徴収する(1 人当たり)

(4)一時保育(外部)

- | | | | |
|-----|---------------|-----------------|-------------------|
| 半日 | 0 歳児(1,000 円) | 1,2 歳児(800 円) | 3,4,5 歳児(600 円) |
| 1 日 | 0 歳児(2,000 円) | 1,2 歳児(1,600 円) | 3,4,5 歳児(1,200 円) |

別表 2

①こども誰でも通園制度に係る費用

区分 1 本事業による支援を受けた日において生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 6 条第 1 項に規定する被保護者である場合 1 時間あたり 0 円

区分 2 保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が 地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)の規定による市町 村民税を課されない者である場合(1 に掲げる場合を除 く。)1 時間あたり 100 円

区分 3 保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者に ついて地方税法の規定による市町村民税の同法第 29 2 条第 1 項 2 号に掲げる所得割の額を合算した額(以下 「市町村民税所得割合額」という。)が 7 万 7,101 円未満である場合(1 及び 2 に掲げる場合を除く。) 1 時間あたり 100 円

上記以外 1 時間あたり 300 円

② ①以外の教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

食事の提供に要する費用	※給食費	150 円
	※おやつ代	50 円